

中原区区民会議地域課題対応事業検討部会要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成 18 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 7 条に基づき設置する中原区区民会議地域課題対応事業検討部会（以下「地域課題対応事業検討部会」という。）について、条例、川崎市区民会議条例施行規則（平成 18 年川崎市規則第 28 号。以下「規則」という。）及び中原区区民会議要綱（平成 18 年 4 月 1 日 18 川中総第 195 号区長決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 地域課題対応事業検討部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）中原区地域課題対応事業の事業評価に関すること。
- （2）中原区地域課題対応事業の事業企画に関すること。

（組織等）

第 3 条 地域課題対応事業検討部会は、区民会議で指名された委員によって構成する。

- 2 地域課題対応事業検討部会員の任期は、中原区区民会議委員の任期とする。

（正副部会長）

第 4 条 地域課題対応事業検討部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、運営部会の事務を掌理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長

が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 地域課題対応事業検討部会は、部会長が招集し、部会長はその会議の議長となる。

2 地域課題対応事業検討部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第 6 条 地域課題対応事業検討部会の庶務は、中原区役所企画課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、地域課題対応事業検討部会の運営に必要な事項は、部会長が運営部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。